

## 以前休止した駐車を再開する場合の届出について

### 1. 届出の時期

再開した日から 10 日以内。

### 2. 提出書類と部数

再開届 2 部（うち 1 部は審査終了後、副本として返却）

一部再開の場合は、その箇所の平面図を添付する。

第6号様式(第4条関係)

平成22年4月1日

(あて先)大田区長

駐車場管理者 住所 大田区蒲田5-13-14  
氏名 大田パーキング株  
代表取締役 大田 一郎 印

〔法人にあっては、その事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

## 路外駐車場再開届

駐車場の供用を下記のとおり再開したので、駐車場法第14条の規定に基づき届け出ます。

## 記

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1 駐車場の名称    | 大田第一駐車場            |
| 2 駐車場の位置    | 大田区蒲田5-13-14       |
| 3 再開年月日     | 平成22年3月24日         |
| 4 再開台数      | 全部 <u>一部</u> (10台) |
| 5 再開する部分の面積 | 125 平方メートル         |

(注)1 正副2通を提出してください。

2 一部再開の場合は、その部分の平面図を添付してください。